

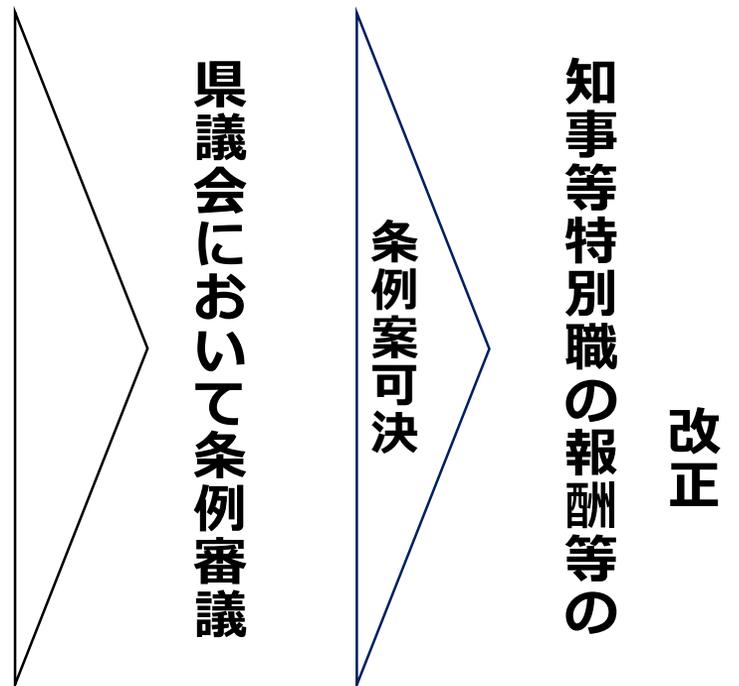
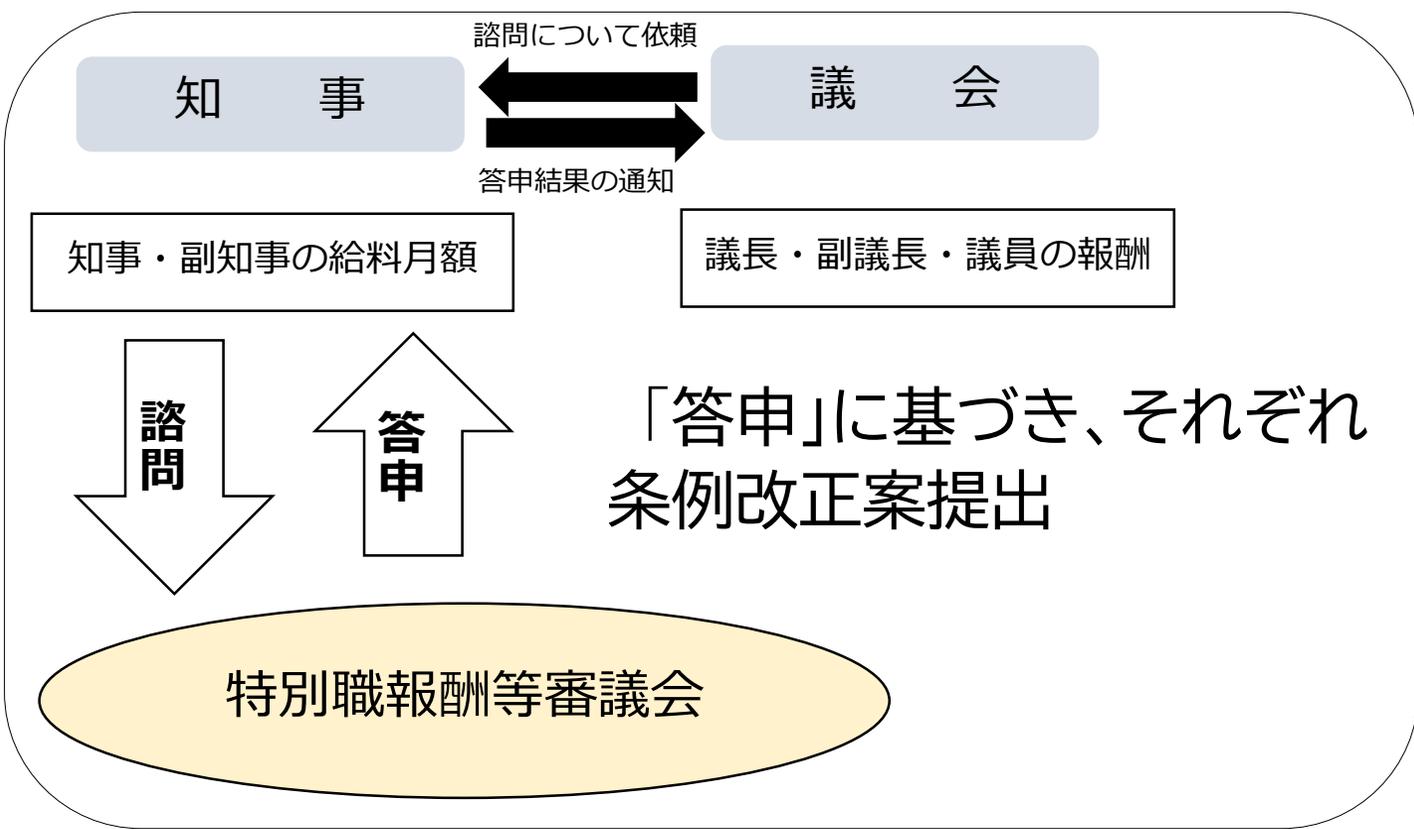
宮城県特別職報酬等審議会

資 料

資料目次

1	特別職報酬等審議会 の 役割	1
2	特別職報酬等審議会 の 開催状況	2
3	(1) 特別職等 の 現行 の 報酬 (給料) 額	3
	(2) 特別職等 の 報酬 (給料) 額 改定 の 推移	4
4	(1) 平成 18 年度 以降 の 知事 の 給料 等 の 状況	5
	(2) 特別職等 の 給与 減額 措置 の 状況 <平成 18 年度 以降>	6
	(3) 他団体 の 現行 給料 月額 の 適用 年度 (知事)	7
5	(1) 本県 における 報酬 改定 の 基本的 な 考え方	8
	(2) 他団体 における 改定 の 考え方	9
6	(1) 一般職 の 給与 改定 状況	10
	(2) 一般職 の 給与 改定 状況 <累積 改定 率>	11
7	国 指定 職 (事務 次官 等) の 改定 状況	12
8	(1) 財政 力 指数 (Bグループ) の 比較 (知事・副知事) <R6.10.1時点>	13
	(2) 財政 力 指数 (Bグループ) の 比較 (議長・副議長・議員) <R6.10.1時点>	14
9	前回 改定 時 の 考え方	15

1 特別職報酬等審議会の役割



教育長・公営企業管理者・代表監査委員等の他の特別職は知事等の内容を踏まえ改正

【宮城県特別職報酬等審議会条例(抜粋)】

- 第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、宮城県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 第2条 知事は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会に諮問し、その意見を聞くものとする。
- 第3条 審議会は、委員十人をもつて組織し、その委員は県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。
2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 特別職報酬等審議会の開催状況

< 前回までの概況 >

- 平成8年度までは、概ね2年ごとに審議会を開催し、平成9年度以後は、一般職の改定幅が小幅であったことや、給与減額措置を実施していたことなどを踏まえ、定期的な開催を見送っており、直近は平成17年度の開催（引下げ改定）となっています。

◆ 過去10回の審議会開催状況

年度	S52	S55	S58	S60	S62	H元	H3	H6	H8	H17
改定内容	引上げ	引下げ								

※開催年度各1回の審議

3 (1) 特別職等の現行の報酬(給料)額

	報酬(給料)月額	全国順位 (R6.10.1)	適用年月日
知事	1,310,000	1 5	H18.4.1
副知事	1,020,000	1 7	
議長	1,020,000	1 3	
副議長	910,000	1 4	
議員	840,000	1 4	

3 (2) 特別職等の報酬(給料)額改定の推移

報酬(給料)月額

単位:円

年月日 職	S53.4.1	S55.12.1	S58.12.1	S60.10.1	S62.10.1	H元.10.1	H3.10.1	H6.10.1	H8.10.1	H18.4.1
知事	111.1% 800,000	108.8% 870,000	106.9% 930,000	109.7% 1,020,000	103.9% 1,060,000	105.7% 1,120,000	109.8% 1,230,000	106.5% 1,310,000	101.5% 1,330,000	98.5% 1,310,000
副知事	115.4% 600,000	108.3% 650,000	107.7% 700,000	110.0% 770,000	103.9% 800,000	107.5% 860,000	110.5% 950,000	106.3% 1,010,000	102.0% 1,030,000	99.0% 1,020,000
議長	110.4% 530,000	109.4% 580,000	106.9% 620,000	112.9% 700,000	105.7% 740,000	109.5% 810,000	117.3% 950,000	106.3% 1,010,000	102.0% 1,030,000	99.0% 1,020,000
副議長	111.1% 500,000	108.0% 540,000	107.4% 580,000	110.3% 640,000	104.7% 670,000	109.0% 730,000	115.1% 840,000	107.1% 900,000	102.2% 920,000	98.9% 910,000
議員	111.9% 470,000	108.5% 510,000	107.8% 550,000	110.9% 610,000	104.9% 640,000	109.4% 700,000	110.0% 770,000	107.8% 830,000	102.4% 850,000	98.8% 840,000

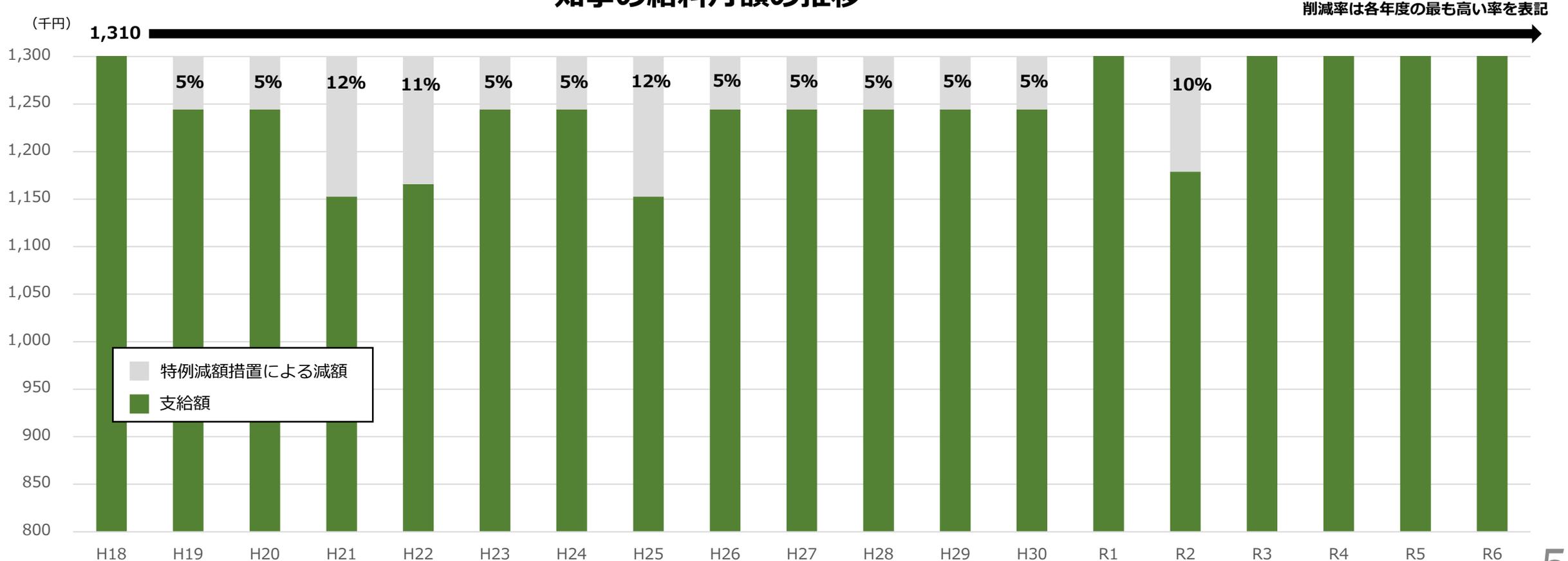
○各年月日の上段に記載する「%」は、改定時の改定率

○仙台市とは市長・副市長・議員ともに、S62から県と同額で推移

4 (1) 平成18年度以降の知事の給料等の状況

- 平成18年度以降の知事の給料は、毎年度、国家公務員（指定職含む）の改定状況や一般職の改定幅、社会経済情勢や他県との均衡を参考にしながら検討してきましたが、一般職の改定幅が小幅であったことや、断続的な給与カットを継続してきた状況など踏まえ、審議会の開催を見送ってきたものです。
- 前回改定から長期間経過する中で、近年は、一般職の改定状況や国や他県の動向等を踏まえ、知事等の給料及び議員報酬の額について改定をする動きが増えており、これまでの改定可否を判断してきた状況に照らし、給料等の額を審議いただく状況になっていることが認められるため、審議会を設置することとしたものです。

知事の給料月額推移



4 (2) 特別職等の給与減額措置の状況 <平成18年度以降>

年度	削減時期	削減理由 (知事・副知事)	知事	副知事	議長	副議長	議員	一般職員 (給料のみ)
H18年度								
H19年度	(1~3月)	財政再建	5%	4%				
H20年度			5%	4%	5%	4%	2%	
H21年度	(4月~11月)	財政再建	12%	10%	6%	5%	4%	5.5%→3.8%
	(12月~3月)		11%	9%				
H22年度			11%	9%	6%	5%	4%	
H23年度	議員4月のみ	財政再建	5%	4%	6%	5%	4%	
H24年度			5%	4%				
H25年度	(4月~6月)	財政再建	5%	4%	5%	4%	3%	9.77%~4.77%
	(7月~3月)	国要請	12%	11%				
H26年度			5%	4%				
H27年度			5%	4%				
H28年度			5%	4%				
H29年度			5%	4%				
H30年度			5%	4%				
R1年度								
R2年度	(7月~3月)	新型コロナ財源対策	10%	7%	7万円	5万円	3万円	
R3年度								
R4年度								
R5年度								
R6年度								

4 (3) 他団体の現行給料月額の適用年度(知事)

	H8以前	H9~H17	H18	H19~H23	H24~H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計	今年度 審議会開催
全国 (宮城含む)	11	3	9	8	6	0	2	2	1	0	0	2	3	47	16
財政力指数 Bグループ	5	1	5	3	4	0	1	0	1	0	0	0	0	20	6
政令指定都市を抱える 道府県	4	1	5	0	3	0	0	0	1	0	0	0	1	15	6
東北6県	1	0	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	6	2
			宮城												宮城

平成18年度以降改定していない団体 **23団体**

審議会開催予定

- H4 北海道
- H9 徳島
- H5 千葉・富山・福井・福岡
- H12 広島
- H6 石川・岐阜
- H16 香川
- H7 福島・茨城・神奈川
- H18 宮城・秋田・埼玉・京都・和歌山
- H8 愛媛
- 岡山・長崎・熊本・宮崎

北海道、岩手、宮城、東京、新潟、
静岡、愛知、三重、滋賀、京都、鳥取、
島根、山口、香川、佐賀、大分

_____ は、開催済

5 (1) 本県における報酬改定の基本的な考え方

①一般職の給与改定率の相乗積

給与改定率  毎年の人事委員会勧告における一般職員の給与改定率

相乗積
(累積改定率)  前回の報酬改定後から今年の改定までの毎年の給与改定率を乗じることを言い、相乗積を使用することで、これまでの給与改定内容を反映することが可能

②国指定職（事務次官）の改定状況

知事  国家公務員指定職俸給表の上位号俸(現行8号俸:事務次官)

③財政力指数類似団体との比較

財政力指数  地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

類似県(Bグループ) 宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、長野県、岐阜県、三重県、愛知県、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、広島県、岡山県、福岡県
20府県

3つの判断要素を総合的に考慮し判断

5 (2) 他団体における改定の考え方

○ 特別職の給料等の改定の当たっては、他団体においても一般職の改定幅、社会経済情勢や他県との均衡などの取り巻く状況を参考にしながら審議会に改定を諮っており、考慮する事項として最も多いのは「一般職等の累積改定率」で、34団体（本県含む）となっています。

次いで、「他団体の知事等特別職の改定状況等」が16団体、「国の指定職俸給月額（改定状況含む）等」が10団体（本県含む）、「財政力指数等類似団体・人口類似団体等」が10団体（本県含む）、「国の特別職俸給月額（改定状況含む）」が4団体、「その他 社会経済情勢、財政状況等」が7団体となっています。

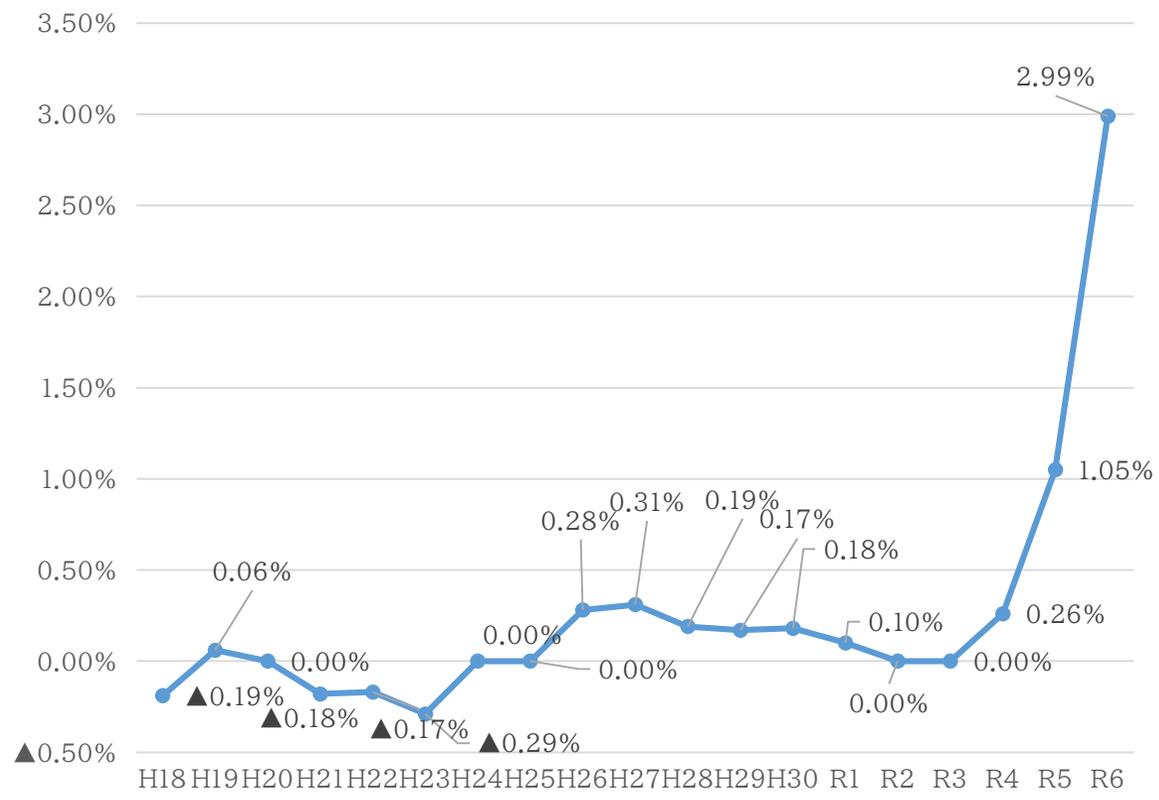
◆他団体における改定の考え方（判断基準） 複数回答 R6.8 本県調査

区分	団体数
一般職等の累積改定率	34団体（本県含む）
他団体の知事等特別職の改定状況等	16団体
国の <u>指定職</u> 俸給月額（改定状況含む）	10団体（本県含む）
財政力指数等類似団体・人口類似団体等	10団体（本県含む）
国の <u>特別職</u> 俸給月額（改定状況含む）	4団体
その他 社会経済情勢、財政状況等	7団体

6(1) 一般職の給与改定状況

- 一般職については、中立の専門機関である人事委員会から示される「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給与を改定しています。
- 人事委員会は、毎年、民間事業者の給与の実態調査を行った上で、一般職の給与の支給状況と比較し、必要な措置について勧告を行っています。人事委員会勧告を通じて、県の一般職の給与は、民間従業員の給与との均衡が図られたものとなっています。

◆一般職の給与改定率（H18以降）



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
一般職改定率	▲0.19%	0.06%	0.00%	▲0.18%	▲0.17%	▲0.29%	0.00%	0.00%	0.28%	0.31%
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
一般職改定率	0.19%	0.17%	0.18%	0.10%	0.00%	0.00%	0.26%	1.05%	2.99%	

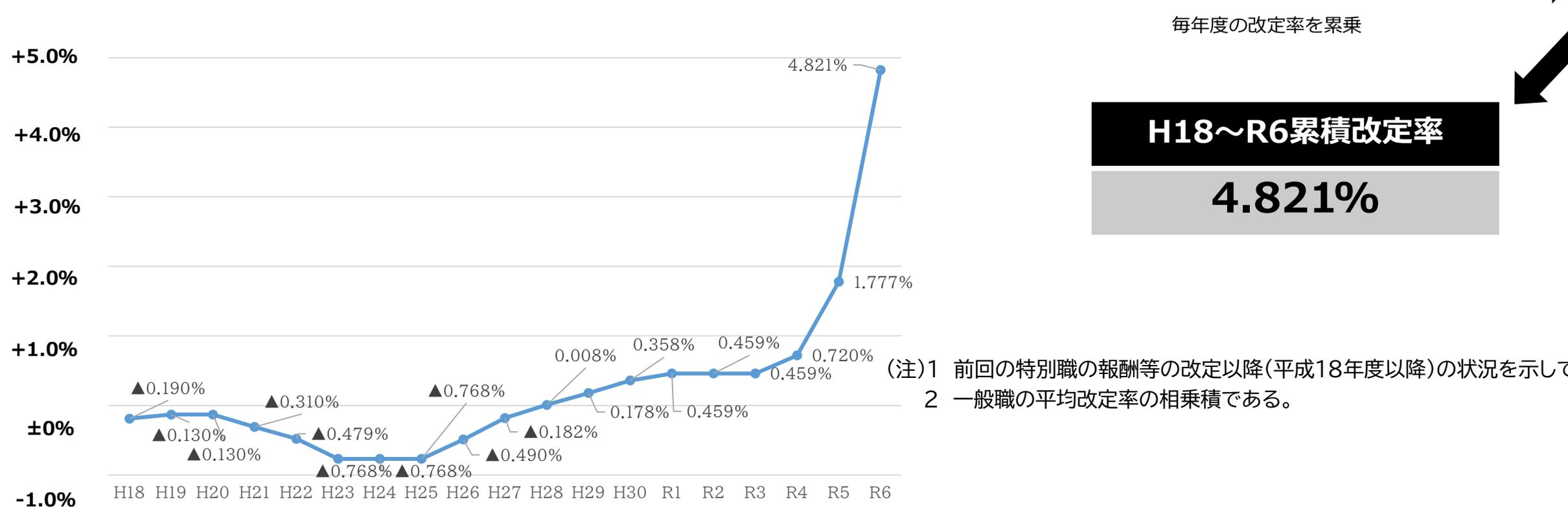
- (注) 1 前回の特別職の報酬等の改定以降(平成18年度以降)の状況を示している。
 2 一般職の平均改定率である。

6(2) 一般職の給与改定状況 < 累積改定率 >

◆ 一般職の給与改定率の相乗積 (H18以降)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
改定率	▲0.19%	0.06%	0.00%	▲0.18%	▲0.17%	▲0.29%	0.00%	0.00%	0.28%	0.31%	0.19%	0.17%	0.18%	0.10%	0.00%	0.00%	0.26%	1.05%	2.99%
相乗積	▲0.190%	▲0.130%	▲0.130%	▲0.310%	▲0.479%	▲0.768%	▲0.768%	▲0.768%	▲0.490%	▲0.182%	0.008%	0.178%	0.358%	0.459%	0.459%	0.459%	0.720%	1.777%	4.821%

毎年度の改定率	0.9981	1.0006	1.0000	0.9982	0.9983	0.9971	1.0000	1.0000	1.0028	1.0031	1.0019	1.0017	1.0018	1.0010	1.0000	1.0000	1.0026	1.0105	1.0299	1.04821
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------



(注)1 前回の特別職の報酬等の改定以降(平成18年度以降)の状況を示している。
2 一般職の平均改定率の相乗積である。

7 国指定職(事務次官等)の改定状況

号俸	主な役職	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5	本府省の局長	994,000			991,000	989,000	984,000				965,000								968,000	979,000
6	外局の長官	1,066,000			1,063,000	1,060,000	1,055,000				1,035,000								1,038,000	1,049,000
7	内閣府審議官等	1,142,000			1,138,000	1,135,000	1,129,000				1,107,000								1,110,000	1,122,000
8	事務次官	1,211,000			1,207,000	1,204,000	1,198,000				1,175,000								1,178,000	1,191,000
地域手当率		13%	14.5%	16%	17%	18%	18%				18.5%	20%							20%	20%
参考 事務次官の月額 下段 (給料月額+地域手当)		157,430 1,368,430	175,595 1,386,595	193,760 1,404,760	205,190 1,412,190	217,260 1,421,260	216,720 1,414,720				217,375 1,392,375	235,000 1,410,000							235,600 1,413,600	238,200 1,429,200

副知事	1,020,000																			
知事	1,310,000	→																		
地域手当率	3%					4%	4.5%													
参考 知事の月額 下段 (給料月額+地域手当)	39,300 1,349,300					52,400 1,362,400	58,950 1,368,950													

事務次官と知事の差 (地域手当含む) 19,130円

60,250円

※地域手当
地域の民間賃金水準を反映するために支給される手当
本給に支給割合を乗じて計算

事務次官の改定率 R5 0.26%
R6 1.10%

8(1) 財政力指数(Bグループ)の比較(知事・副知事) <R6.10.1時点>

	人口 (R5.10.1) (千人)	財政力指数 (R5決算統計) 指数・グループ		知事						副知事					
				本則 給料額	順位	本則直近 改定時期	給料の抑制(削減)措置			本則 給料額	順位	本則直近 改定時期	給料の抑制(削減)措置		
							カット 率(%)	減額後 の金額	順位				カット 率(%)	減額後 の金額	順位
大阪府	8,763	0.73179	B	1,520,000	1	H28.4.1	30%	1,064,000	19	1,050,000	11	H28.4.1	8%	966,000	17
神奈川県	9,229	0.83935	B	1,450,000	2	H7.12.1	0%	1,450,000	1	1,160,000	1	H7.12.1		1,160,000	1
埼玉県	7,331	0.73078	B	1,420,000	3	H18.4.1	0%	1,420,000	2	1,134,000	2	H18.4.1		1,134,000	2
千葉県	6,257	0.73664	B	1,390,000	4	H5.10.1	0%	1,390,000	3	1,110,000	3	H5.10.1		1,110,000	3
広島県	2,738	0.57915	B	1,389,000	5	H13.1.1	0%	1,389,000	4	1,091,000	5	H13.1.1		1,091,000	4
愛知県	7,477	0.86176	B	1,379,000	6	R2.4.1	20%	1,103,200	18	1,093,000	4	R2.4.1	3%	1,060,210	8
福岡県	5,103	0.61396	B	1,350,000	7	H5.4.1	0%	1,350,000	5	1,080,000	6	H5.4.1		1,080,000	5
茨城県	2,825	0.61671	B	1,340,000	8	H7.4.1	0%	1,340,000	6	1,080,000	6	H7.4.1		1,080,000	5
岐阜県	1,931	0.52105	B	1,340,000	8	H6.12.1	0%	1,340,000	6	1,060,000	9	H6.12.1		1,060,000	9
兵庫県	5,370	0.60301	B	1,340,000	8	H25.4.1	30%	938,000	20	1,050,000	11	H25.4.1	15%	892,500	20
福島県	1,767	0.50548	B	1,320,000	11	H7.10.1	15%	1,122,000	17	1,030,000	13	H7.10.1	10%	927,000	19
宮城県	2,264	0.58832	B	1,310,000	12	H18.4.1	0%	1,310,000	8	1,020,000	15	H18.4.1		1,020,000	11
群馬県	1,902	0.59000	B	1,310,000	12	H22.4.1	0%	1,310,000	8	1,060,000	9	H22.4.1		1,060,000	9
静岡県	3,555	0.66624	B	1,301,000	14	H28.4.1	0%	1,301,000	10	1,063,000	8	H28.4.1		1,063,000	7
長野県	2,004	0.50417	B	1,292,000	15	H30.8.1	0%	1,292,000	11	996,000	19	H30.8.1		996,000	14
京都府	2,535	0.55567	B	1,292,000	15	H18.4.1	8%	1,188,640	15	1,023,000	14	H18.4.1	4%	982,080	15
栃木県	1,909	0.60422	B	1,290,000	17	H20.1.1	10%	1,161,000	16	1,010,000	17	H20.1.1	7%	939,300	18
岡山県	1,847	0.50576	B	1,290,000	17	H18.7.1	0%	1,290,000	12	1,020,000	15	H18.7.1		1,020,000	11
三重県	1,727	0.55804	B	1,280,000	19	H19.4.1	0%	1,280,000	13	1,010,000	17	H19.4.1		1,010,000	13
滋賀県	1,407	0.52627	B	1,250,000	20	H27.8.1	0%	1,250,000	14	980,000	20	H27.8.1		980,000	16
平均				1,342,650				1,264,442		1,056,000				1,031,555	

8(2) 財政力指数(Bグループ)の比較(議長・副議長・議員) <R6.10.1時点>

	人口 (R5.10.1) (千人)	財政力指数 (R5決算統計) 指数・グループ		議長					副議長					議員				
				本則 給料額		給料の抑制(削減)措置			本則 給料額		給料の抑制(削減)措置			本則 給料額		給料の抑制(削減)措置		
						順位	カット 率(%)	減額後 の金額			順位	順位	カット 率(%)			減額後 の金額	順位	順位
愛知県	7,477	0.86176	B	1,209,000	1		1,209,000	1	1,064,000	2		1,064,000	2	977,000	1		977,000	1
神奈川県	9,229	0.83935	B	1,200,000	2		1,200,000	2	1,080,000	1		1,080,000	1	970,000	2		970,000	2
大阪府	8,763	0.73179	B	1,170,000	3	30%	819,000	20	1,030,000	3	30%	721,000	20	930,000	4	30%	651,000	20
埼玉県	7,331	0.73078	B	1,144,000	4		1,144,000	3	1,016,000	5		1,016,000	4	927,000	5		927,000	4
京都府	2,535	0.55567	B	1,120,000	5		1,120,000	4	1,030,000	3		1,030,000	3	960,000	3		960,000	3
広島県	2,738	0.57915	B	1,113,000	6		1,113,000	5	964,000	9		964,000	7	901,000	6		901,000	5
千葉県	6,257	0.73664	B	1,110,000	7		1,110,000	6	970,000	8		970,000	6	880,000	8		880,000	7
福岡県	5,103	0.61396	B	1,110,000	7		1,110,000	6	980,000	7		980,000	5	890,000	7		890,000	6
兵庫県	5,370	0.60301	B	1,080,000	9	7.4%	999,600	15	985,000	6	6.2%	923,500	8	880,000	8	4.5%	840,000	10
静岡県	3,555	0.66624	B	1,023,000	10		1,023,000	8	904,000	13		904,000	12	834,000	14		834,000	13
宮城県	2,264	0.58832	B	1,020,000	11		1,020,000	9	910,000	12		910,000	11	840,000	12		840,000	10
岐阜県	1,931	0.52105	B	1,020,000	11		1,020,000	9	920,000	10		920,000	9	850,000	10		850,000	8
三重県	1,727	0.55804	B	1,020,000	11		1,020,000	9	900,000	14		900,000	13	830,000	15		830,000	14
茨城県	2,825	0.61671	B	1,010,000	14		1,010,000	12	900,000	14		900,000	13	850,000	10		850,000	8
福島県	1,767	0.50548	B	1,010,000	14		1,010,000	12	900,000	14		900,000	13	830,000	15		830,000	14
岡山県	1,847	0.50576	B	1,000,000	16		1,000,000	14	900,000	14		900,000	13	840,000	12		840,000	10
長野県	2,004	0.50417	B	996,000	17		996,000	16	870,000	19		870,000	18	813,000	19		813,000	18
栃木県	1,909	0.60422	B	990,000	18		990,000	17	900,000	14		900,000	13	830,000	15		830,000	14
群馬県	1,902	0.59000	B	980,000	19		980,000	18	920,000	10		920,000	9	830,000	15		830,000	14
滋賀県	1,407	0.52627	B	980,000	19		980,000	18	850,000	20		850,000	19	800,000	20		800,000	19
平均				1,065,250			1,043,680		949,650			931,125		873,100			857,150	

9 前回改定時の考え方

▷ 前々回改定（平成8年度）以降の国の一般職給与改定率の相乗積（平成9年度～平成17年度）：▲1.22%

改定前の給料月額に乘じ、一万円未満を四捨五入した金額を改定後の給料月額として採用

◆知事の計算 = 1,330,000円 × ▲1.22% = 1,313,774円 四捨五入 ⇒ 1,310,000円

	改定前		累積改定率 (▲1.22%)	一万円未満 四捨五入	改定後		
	月額	知事の給料に 対する割合			差額	率	知事の給料に 対する割合
知事	1,330,000	-	1,313,774	1,310,000	▲ 20,000	98.5%	-
副知事	1,030,000	77.4%	1,017,434	1,020,000	▲ 10,000	99.0%	77.9%
議長	1,030,000	77.4%	1,017,434	1,020,000	▲ 10,000	99.0%	77.9%
副議長	920,000	69.2%	908,776	910,000	▲ 10,000	98.9%	69.5%
議員	850,000	63.9%	839,630	840,000	▲ 10,000	98.8%	64.1%